



特集

# 3 販売預託商法被害の実例から学ぶ 被害防止のポイント

大迫 恵美子 Osako Emiko 弁護士

東京弁護士会、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員、東京弁護士会  
消費者問題対策特別委員会元委員長、東京都消費者被害救済委員会委員



## 預託商法はなぜ破綻するか

販売預託商法(以下、預託商法)は、古くからさまざまな「物」を題材に行われていて、有名な事件としては、金の地金を買わせ、それを預かって賃料を払うと称した豊田商事事件、和牛の子牛を買ってオーナーになれば預かった牧場で肥育して高い牛肉にして販売できると称した和牛預託商法事件などがあります。いずれの事件も、消費者から集めた金銭を実際にはすべてを対象の物の購入に充てておらず、やがて破綻しました。それはなぜでしょうか。

第一に、預託商法は、多くの消費者から多額の金銭を集めるために、まず安全であること、有利であることをうたいます。ほぼ例外なく元本保証を約束し、高利回りであること、しかも確定的に利益が入ることを約束するのです。しかし、何かの事業をやって絶対に儲かるとか、必ず利益が出るなどということはありません。最初からできない約束をしてお金を集めているのです。

第二に、ほとんどの場合、事業者には対象の物で確実に利益を出せるだけの知識も経験も技術も無いことが普通です。もし本当にそれほど利益を出せるような高い技術があるなら、一般の消費者から高い配当を付けて資金を集めたりせず、銀行などから資金を借りて事業をしているはずですが。

第三に、約束どおり高配当や元本保証を実現しようとするれば、配当金や返還金の用意が絶え

ず必要です。それを確保するために顧客が入れたお金すべてを物の購入に充てたりせず、手持ち資金として内部留保しておかなければなりません。しかし、顧客数が増えれば増えるほど配当のための手持ち資金を残す必要性が高くなり、対象の物の買い付けができなくなってきます。やがて顧客数に見合う物が無くなっていき、顧客から新たに入手した資金をほかの顧客の配当金や元本返還に充てているだけになってしまうのです。新規の顧客を増やし続けられなければ破綻します。

## なぜ預託商法に騙されるのか

これほど多くの方が預託商法に騙され多額の金銭をつぎ込んでしまうのはなぜでしょうか。これにも理由があります。

### (1)物があるという安心感

自分が出したお金は、物の購入代金に充てられ、実際に「自分の物」が存在すると思込まれることが、安心感につながります。

例えば豊田商事の場合は、豊田商事が発行した「純金ファミリー契約証券」という預かり証のような、立派な書面が渡されました。その証券を見て、「確かに自分の買った金地金があるんだ」と実感することができました。

また、和牛預託商法の場合も「あなたの牛の登録証です」と言われ、実際の牛の登録証のコピーを見せられて「あ、私の牛が実際にいるんだな」と感じるすることができました。

## (2) お金儲けのしくみが分かりやすい

何かの事業に投資して儲かる、と言われても、事業の経験が無ければ儲かるしくみが実感できません。何だか難しそうなので、自分が投資をするのは無理だなどと尻込みしてしまいます。それに対して「金の地金を貸してくれば、客に見せたり、お店に飾ったりできるので賃料を払います」と言われると理解しやすくなります。また、牛は太らせて霜降りの肉にすれば、高級牛肉として高く売れるという話も想像しやすく、納得できる話です。

このように具体的な物を念頭に置けば、お金を儲けるしくみが分かりやすくなり、勧誘する人の話を信じやすくなります。

## (3) 元本保証の裏付けがあると思いがやすい

自分の物が実際に存在し、事業者に預けているのだとすると、例えばその事業者が倒産しても、物があれば損害は最小限ですむ、引き渡してもらえば換金できると考えます。元本が保証される理由も納得してしまいます。

## 預託商法に騙されないために

### (1) 対象となる物の存否を疑う

預託商法は、契約者の数だけの物は存在せず、場合によってはまったく物が無いこともあります。「あなたの物があり、預かります」と言ってお金を受け取っておきながら、物が無いのだとしたら、それは詐欺です。そんな大事なことについてうそを言う事業者が、誠実に利益を配当したり元本を返したりすると信じられるはずがありません。

### (2) 元本保証・確定利回りにうそはないか

では、実際に物が存在したら、それで問題が無いといえるのでしょうか。

物を預かり、それで利益を得るとするのは、1つの事業です。事業は絶対に儲かるとかいつでも必ず確定利回りで配当ができるなどと約束できるものではありません。にもかかわらず約束することは、それだけで、不可能な約束をし

ていることになります。場合によっては出資法違反となる可能性もあります。そもそも元本保証・確定利回りをうたう投資話にはお金を出してはいけません。

### (3) 物の価値を疑ってみる

実際に物があっても、その物の価値はいかほどなのでしょう。

ジャパンライフでは、健康磁気器具に使われていた磁石が、レアメタルを用いた特殊な物だから非常に高価だと説明されていました。しかし、破綻後に公表された磁石の価値は、何ら特殊な物ではなく安物だったことが分かりました。結局、事業が破綻すると、物が残っていてもたいした価値は無く、入金した金額とはかけ離れた値段でしか処分できない場合が多いのです。事業者の説明をうのみにしてはいけません。

### (4) 配当が続いていても安心できない

長年確定的に配当が続くことは、本来、あり得ないと考えるべきです。よく、毎月の配当金の支払いが変わらず続いているれば大丈夫だと考える人がいますが、間違いです。配当金の支払いが止まるときはほぼ破綻していますが、その直前までは支払われています。

しかし、破綻の兆候はそれまでも、ところどころでみられるはずですが、配当金の支払いが遅れる、消費者庁が行政処分したなどもその1つです。誰もが危ないと気づいたときには元本の回収は見込めません。手遅れにならないうちに少しでも早く解約して大切な資金を回収することが大切です。

## おわりに

投資話に気をつけろ、儲かる話は信用できないといわれるように、誰でも怪しい詐欺の話がこの世にあることは知っています。ですが預託商法は、物の持つ魅力が儲け話を信じさせる原動力になる分、厄介です。絶対儲かる、確かに配当が続くなどと言われたら、それは物の話ではなく、ただの怪しい話だと気づいてください。